



長野県報

4月8日(木)
平成16年
(2004年)
第1548号

目次

告示

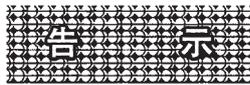
介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定(高齢福祉課).....	1
児童福祉法に基づく指定試験機関の指定(青少年家庭課).....	2
地産地消地域支援事業補助金交付要綱(平成15年長野県告示第300号)の一部改正(農政課).....	2
美しいまち・ふるさとの道再生モデル事業補助金交付要綱(建築管理課).....	2
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し(会計課).....	14
昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部改正(選挙管理委員会).....	14

公告

一般競争入札(危機管理・消防防災課).....	14
一般競争入札(管財課).....	15
特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証申請(生活文化課NPO活動推進室).....	16
土地改良区の解散認可(土地改良課).....	16
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出書及び添付書類の縦覧(4件)(産業振興課).....	16
開発行為に関する工事の完了(4件)(建築管理課).....	20
土地改良事業施行協議の審査結果の縦覧(土地改良課).....	20
土地改良区の工事の完了(土地改良課).....	21
土地改良区連合の役員の就任及び退任(土地改良課).....	21
一般競争入札(教育振興課).....	21
道路交通法に基づく技能検定員及び教習指導員の審査(東北信運転免許センター).....	22
長野県地方労働委員会規程の一部改正(地方労働委員会事務局).....	24

正誤

正誤(産業振興課).....	24
正誤(会計課).....	24



長野県告示第267号

介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項の規定による指定介護老人福祉施設の指定を、次のとおり行いました。

平成16年4月8日

長野県知事 田中 康夫

事業所の名称	所在地	指定した年月日
特別養護老人ホーム 飯田荘	飯田市東栄町 3114番地1	平成16年 4月1日
特別養護老人ホーム 阿南荘	下伊那郡阿南町北条 2411番地	平成16年 4月1日

特別養護老人ホーム 松川荘	下伊那郡松川町元大島 2965番地1	平成16年 4月1日
特別養護老人ホーム 阿智荘	下伊那郡阿智村智里 491番地41	平成16年 4月1日
特別養護老人ホーム 天龍荘	下伊那郡天龍村平岡 773番地1	平成16年 4月1日
特別養護老人ホーム 遠山荘	下伊那郡南信濃村和田 1550番地	平成16年 4月1日
特別養護老人ホーム 喬木荘	下伊那郡喬木村 3286番地1	平成16年 4月1日
特別養護老人ホーム 第二飯田荘	飯田市東栄町 3171番地1	平成16年 4月1日
特別養護老人ホーム やすおか荘	下伊那郡泰阜村 7565番地3	平成16年 4月1日

高齢福祉課

長野県告示第268号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の9第1項の規定による指定試験機関の指定を次のとおり行いました。

平成16年 4月 8日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地
社団法人全国保育士養成協議会
東京都千代田区富士見1丁目2番32号
東京ルーテルセンタービル203号
- 2 試験事務を行う事務所の名称及び所在地
社団法人全国保育士養成協議会 保育士試験事務センター
東京都千代田区富士見1丁目2番32号
東京ルーテルセンタービル301号
- 3 試験事務のうち、行うものの範囲
 - (1) 試験問題の作成
 - (2) 答案の採点
 - (3) 合否の判定
 - (4) その他試験実施に関する必要な事務
- 4 試験事務開始日
平成16年 4月 1日

青少年家庭課

長野県告示第269号

地産地消地域支援事業補助金交付要綱(平成15年長野県告示第300号)の一部を次のように改正し、平成16年度の補助金から適用します。

平成16年 4月 8日

長野県知事 田 中 康 夫

第2の表中「長野モデル推進事業」を「信州モデル推進事業」に、

「

2 市町村、農業協同組合、生産者組合、地域食材の利用を促進するための団体又は知事が適当と認める団体が行う次に掲げる事業に要する経費として知事が別に定める経費

(1) 地産地消地域支援プロジェクト事業

(2) その他地産地消の推進に資する経費

」

を

「

2 市町村、農業協同組合、生産者組合、地域食材の利用を促進するための団体又は知事が適当と認める団体が行う地産地消地域支援プロジェクト事業に要する経費として知事が別に定める経費

」

に改める。

第4第2項を削り、同第4第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同第4第2項とする。

第5第1号中「様式第3号」を「様式第2号」に改め、同第5第2号中「様式第4号」を「様式第3号」に改め、同第5第3号中「様式第5号」を「様式第4号」に改める。

第6第2項を削り、同第6第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同第6第2項とする。

第7中「様式第6号」を「様式第5号」に改める。

第8中「岡谷市」を「東御市」に改め、上小地方事務所、岡谷市

に、「更埴市」を「千曲市」に改める。

様式第2号を削り、様式第3号を様式第2号とし、様式第4号を様式第3号とし、様式第5号を様式第4号とし、様式第6号を様式第5号とする。

農政課

長野県告示第270号

美しいまち・ふるさとの道再生モデル事業補助金交付要綱を次のように定めます。

平成16年 4月 8日

長野県知事 田 中 康 夫

美しいまち・ふるさとの道再生モデル事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、信州の優れた景観を育成するため、屋外広告物が沿道、田園等の地域の景観育成において重要な要素であることにかんがみ、市町村、広域連合及び一部事務組合(以下「市町村等」という。)並びに公共的団体(景観育成の推進に資する活動を営む長野県内に事務所を有する団体で、知事が適当と認めるものをいう。以下同じ。)が行う美しいまち・ふるさとの道再生モデル事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則(昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。)に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象地域)

第2 第1に規定する補助金の対象となる事業が行われる区域は、次のとおりとする。

- (1) 北佐久郡軽井沢町の区域
 - (2) ハケ岳岳麓地域(茅野市及び諏訪郡(富士見町及び原村に限る。)の区域)
 - (3) 安曇野地域(松本市、塩尻市、大町市、東筑摩郡、南安曇郡及び北安曇郡(池田町及び松川村に限る。)の区域)
 - (4) 北信州地域(中野市、飯山市、下高井郡及び下水内郡の区域)
- (対象経費及び補助率)

第3 第1に規定する補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、次のとおりとする。

経 費	補 助 率
市町村等又は公共的団体が地域の特性を生かして行う屋外広告物の整備、誘導又は規制に係る事業の実施に要する経費	3分の2以内
公共的団体が地域の特性を生かして行う屋外広告物の整備、誘導又は規制に係る事業の実施に要する経費に対し、市町村等が補助する場合における当該補助額	3分の2以内

(補助金交付の条件)

第4 次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 補助事業の内容について、次に掲げる変更をしようとするときは、速やかに知事に申請してその承認を受けること。
 - ア 事業の施行箇所又は屋外広告物の設置場所の変更
 - イ 事業量又は事業費の20パーセント以上の変更

ウ 主要事業内容及び施設の主要構造、主要機能、機種等の変更

エ 補助金額の変更

(2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は補助事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難になったときを含む。以下同じ。）は、速やかに知事に申請してその承認を受けること。

(3) 補助事業を行うため締結する契約は、法令に特別の定めがある場合を除くほか、競争入札によること。ただし、緊急の必要により競争入札に付することができないとき、時価に比較して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき又はその性質若しくは目的が競争入札に付することが適当でないと認められるときは、競争入札に付さないことができる。

(4) 補助事業に係る帳簿又は証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。

(5) 市町村等が補助金を交付する事業にあっては、補助金の交付に際して前各号に掲げる規定に準ずる条件が付されていること。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項に定める事項のほか補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産の管理その他の事項について条件を付することができる。

（交付申請書の様式等）

第5 規則第3条に規定する申請書は、美しいまち・ふるさとの道再生モデル事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次のとおりとする。

(1) 美しいまち・ふるさとの道再生モデル事業計画書（様式第2号）

(2) 市町村等の補助金交付に関する規定の写し（市町村等が補助金を交付する事業に限る。）

(3) 交付申請額算出内訳書

(4) 補助事業に係る歳入歳出予算事項別明細書の抄本

3 前2項の書類の提出期限は、知事が別に定める。

（変更承認申請等）

第6 第4第1項第1号又は第2号の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 美しいまち・ふるさとの道再生モデル事業内容変更承認申請書（様式第3号）

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 美しいまち・ふるさとの道再生モデル事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき 美しいまち・ふるさとの道再生モデル事業完了期限延長承認申請書（様式第5号）

2 知事は、第4第1項第1号の規定による承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すものとする。

（交付申請の取下げ）

第7 規則第7条第1項の規定による交付申請の取下げは、美しいまち・ふるさとの道再生モデル事業補助金交付申請取下書（様式第6号）を、当該補助金の交付決定を受けた日から15日以内に提出して行うものとする。

（実施状況の報告）

第8 補助事業を実施した者は、知事が指示したときは、美しいまち・ふるさとの道再生モデル事業実施状況報告書（様式第7号）により、補助事業の実施状況を報告するものとする。

（実績報告書等）

第9 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、美しいまち・ふるさとの道再生モデル事業実績報告書（様式第8号）によるものとする。

2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、次のとおりとする。

(1) 実績書（様式第9号）

(2) 補助金精算書

(3) 歳入歳出決算（見込）書の抄本

3 前2項の書類の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金の交付請求等）

第10 補助事業者が、補助金の交付（概算払を含む。）を受けようとするときは、美しいまち・ふるさとの道再生モデル事業補助金交付（概算払）請求書（様式第10号）を提出するものとする。

（書類の提出先及び提出部数）

第11 規則及びこの要綱の規定により提出する書類は、補助事業が行われる区域を管轄する地方事務所（市にあってはその市の所在する地方事務所。ただし、茅野市にあっては諏訪地方事務所、塩尻市にあっては松本地方事務所、飯山市にあっては北信地方事務所）の長に提出するものとする。ただし、これにより難い場合は、知事が別に定めるところによるものとする。

2 前項の書類は、正副各1部とする。

（雑則）

第12 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

(様式第1号)(第5関係)

美しいまち・ふるさとの道再生モデル事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

長野県知事 殿

市町村等の長 印
公共的団体の長

年度において、美しいまち・ふるさとの道再生モデル事業を別紙のとおり実施したいので、補助金 円を交付してください。

(注) 別紙は、美しいまち・ふるさとの道再生モデル事業計画書(様式第2号)によること。

(添付書類) 市町村等の補助金交付に関する規定の写し(市町村等が補助金を交付する事業に限る。)

(様式第2号)(第5関係)

美しいまち・ふるさとの道再生モデル事業計画書

市町村等名

公共的団体名

1 事業名				
2 事業主体				
3 事業内容				
4 事業全体計画 (必要に応じて別紙)	年 月	事 項		
	年 月	事業開始予定		
5 事業の効果				
6 事業費	(単位: 円)			
	事業費	内 訳		
		うち補助 対象経費	県補助金	市町村等費
(当年度)				
(全体計画 概要)				
7 備考				

- (添付書類) 1 工事の場合にあつては、事業計画図(位置図、見取図、設計図、設計等)
 2 事業主体が市町村等以外の場合にあつては、当該事業主体の規約等

(様式第3号)(第6関係)

美しいまち・ふるさとの道再生モデル事業内容変更承認申請書

番 号
年 月 日

長野県知事 殿

市町村等の長 印
公共的団体の長

年 月 日付け長野県指令 第 号で交付決定のあった 年度美しいまち・ふるさとの道再生モデル事業を下記のとおり変更したいので、承認してください。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

区 分	変 更 箇 所	事 業 費(円)		内 訳 (円)		
		うち補助 対象経費	県補助金	市町村等 費	その他	
当初計画						
変更計画						

(添付書類) 工事の場合にあっては、事業計画図(位置図、見取図、設計図、設計書等変更内容が分かるもの)

(様式第4号)(第6関係)

美しいまち・ふるさとの道再生モデル事業中止(廃止)承認申請書

番 号
年 月 日

長野県知事 殿

市町村等の長 印
公共的団体の長

年 月 日付け長野県指令 第 号で交付決定のあった 年度美しいまち・ふるさとの道再生モデル事業は、下記のとおり中止(廃止)したいので、承認してください。

記

- 1 中止(廃止)の理由
- 2 事業の遂行状況

計 画		事 業 遂 行 状 況				備 考
事業費	県補助金	事業費	県補助金	事業の現況	進捗率(%)	

- 3 事業を中止する期間
- 4 事業実施の見通し
- 5 事業完了予定年月日

(注) 廃止の場合は、1及び2のみ記載すること。

(様式第5号)(第6関係)

美しいまち・ふるさとの道再生モデル事業完了期限延長承認申請書

番 号
年 月 日

長野県知事 殿

市町村等の長 印
公共的団体の長

年 月 日付け長野県指令 第 号で交付決定のあった 年度美しいまち・ふるさとの道再生モデル事業は、予定の期間内に終了しないので、下記のとおり延長を承認してください。

記

1 予定の期間内に完了しない理由

2 事業の遂行状況等

当初完了 予定年月日	遂 行 状 況			完了予定 年 月 日	備 考
	着手年月日	事業の現況	進捗率 (%)		

(様式第6号)(第7関係)

美しいまち・ふるさとの道再生モデル事業補助金交付申請取下書

番 号
年 月 日

長野県知事 殿

市町村等の長 印
公共的団体の長

年 月 日付け長野県指令 第 号で交付決定のあった 年度美しい
まち・ふるさとの道再生モデル事業は、下記の理由により申請を取り下げます。

記

取下げ理由

(様式第7号)(第8関係)

美しいまち・ふるさとの道再生モデル事業実施状況報告書

番 号
年 月 日

長野県知事 殿

市町村等の長 印
公共的団体の長

年度美しいまち・ふるさとの道再生モデル事業実施状況は、下記のとおりです。

記

(年 月 日現在)

事業名	計 画		出 来 高		進 捗 率
	事業量	事業費	事業量	事業費	
		円		円	

残 高		着 手 年月日	完了予定 年月日	備 考
事業量	事業費			
	円			

(様式第8号)(第9関係)

美しいまち・ふるさとの道再生モデル事業実績報告書

番 号
年 月 日

長野県知事 殿

市町村等の長 印
公共的団体の長

年 月 日付け長野県指令 第 号で交付決定のあった 年度美しい
まち・ふるさとの道再生モデル事業を別紙のとおり実施しました。

(注) 別紙は、美しいまち・ふるさとの道再生モデル実績書(様式第9号)によること。

(様式第9号) (第9関係)

美しいまち・ふるさとの道再生モデル事業実績書

市町村等名

公共的団体名

1 事業名				
2 事業主体				
3 事業内容				
	事業開始日	年	月	日
	事業完了日	年	月	日
4 事業の目的 及び効果 (事業効果はできる限り数値化すること)				
5 事業費	(単位:円)			
	事業費	内 訳		
	うち補助 対象経費	県補助金	市町村等費	その他
6 備考 (その他必要事項)				

(注) 事業費が申請と実績で相違する場合には、事業費欄に申請時の事業費についても合わせて
()書きで記載すること。

(添付書類) 契約書、支出証拠書及び給付完了検査書の写し、写真等事業の完了を証する書類

(様式第10号)(第10関係)

美しいまち・ふるさとの道再生モデル事業補助金交付(概算払)請求書

番 号
年 月 日

長野県知事 殿

市町村等の長 印
公共的団体の長

年 月 日付け長野県達(指令) 第 号で額の確定(交付決定)のあった
年度美しいまち・ふるさとの道再生モデル事業補助金を下記のとおり交付(概算払)
してください。

記

金 円

確定(交付決定)額	交付(概算払)額			残 額	請求日 現在の 出来高
	前回までに支払いを受けた額	今回の請求額	計		
円	円	円	円	円	%

建築管理課

長野県松本地方事務所告示第2号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第16条第2項の規定により、平成16年3月31日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成16年4月8日

長野県松本地方事務所長 高見沢 賢 司

名 称 住 所

社団法人長野県貸金業協会 松本市深志1丁目4番25号

会 計 課

16,844
10,562
17,639

16,929
10,564
17,669

選挙管理委員会

選告示第8号

昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部を次のとおり改正します。

平成16年4月8日

長野県選挙管理委員会委員長 中村 幸枝

35,430	35,463
361,917	362,185
12,089	12,086
16,864	16,881
21,029	21,000
12,653	12,646
25,478	25,472
19,109	19,086
11,220	11,196
15,155	15,161
26,760	26,843
9,897	9,899
11,321	11,297
7,093	7,076
15,344	15,325
96,068	96,523
54,644	54,649
32,579	32,613
15,115	15,096
28,272	28,260
14,190	14,185
19,801	19,794
11,946	11,959
16,337	16,352
9,006	8,998
11,368	11,375
8,256	8,247
9,207	9,199
14,626	14,665

別表中

を

に改める。



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年4月8日

長野県知事 田中 康夫

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名
長野県防災行政無線設備更新(移動系)実施設計業務
- (2) 業務箇所名
長野県庁及び中継局他
- (3) 業務内容
仕様書のとおり
- (4) 履行期限
平成17年3月10日
- (5) 納入場所
長野県危機管理室危機管理・消防防災課

(6) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領(昭和60年7月30日付け60監第288号)に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 長野県において建設コンサルタント等の業務(電気電子業務に係るものに限る。)の入札参加資格を有し、技術士法(昭和58年法律第215号)第2条第1項に規定する電気・電子部門の技術士又は建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第3条第1号のロに規定する者を置いている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県危機管理室危機管理・消防防災課